

○所沢市ごみ集積所設置基準

平成28年3月9日要領等

改正

平成30年2月26日要領等

令和2年3月11日要領等

所沢市ごみ集積所設置基準

所沢市ごみ集積所設置基準（平成16年10月1日施行）の全部を改正する。

市民は、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年条例第33号）第9条の規定に基づき、廃棄物の減量に努めなければならない。

ごみ集積所の設置及び維持管理の基準並びに届出の手続は、次のとおりとする。

1 所沢市街づくり条例（平成16年条例第1号）第45条によるもの

(1) 適用範囲

- ア 開発行為等で、開発事業区域の面積が500m²以上のもの
- イ 中高層建築物の建築（住居部分が4戸以上のもの）
- ウ ワンルーム形式建築物の建築

(2) 協議

(1) で規定する事業でその目的が住宅建築の場合は、あらかじめごみ集積所の設置場所、規模等について、収集管理事務所と協議すること。

(3) 設置基準

計画戸数に応じて次の基準によりごみ集積所を設置すること。この場合において、ごみ集積所の寄附採納は、受けないものとする。

面積	<ul style="list-style-type: none">・ 1戸当たり0.15m²×計画戸数 以上の床面積（ブロック等の囲いを含まない）を確保すること。・ ワンルーム形式建築物（一室面積25m²未満に限る。）の場合は、0.15m²÷2.4（一世帯当たりの居住人口）×計画戸数 以上の床面積（ブロック等の囲いを含まない）を確保すること。・ 計算上、1.5m²未満となるものについては1.5m²以上の床面積（ブロック等の囲いを含まない）を確保すること。
床	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物等が土中に浸透しない構造とすること。

囲い等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲はブロック等により、道路に面する側を除いて片仮名の「コ」の字型とすること。 ・周囲構造物の高さは、ごみ集積所の床面から1 m以上とすること。 ・囲い等ができないときは、地面に区画線を表示し、ごみ集積所であることを明示のうえ、飛散防止対策をすること。
開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部については、有効の間口を1.5m以上とすること。 ・原則として、道路に面する側に開口部を設けること。 ・開口部には、足元の障害になる段差等は設けないこと。
扉	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を付ける場合は、施錠しないこと。また、開口部の高さを2 m以上、幅を1.5m以上とし、収集管理事務所と協議すること。
屋根、庇(ひさし)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根又は庇(ひさし)を設置する場合は、開口部側に張り出さないときは、高さ2 m以上とし、張り出すときは3 m以上とした上で、建築確認に関する所管課と協議すること。
給排水	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃等のために水道栓、排水桝を設置する場合は、給水装置に関する所管課及び排水設備に関する所管課と協議すること。
既製品によるごみ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみボックス等の既製品によるごみ集積所を設置する場合は、収集管理事務所と事前に協議すること。この場合において、既製品の検討に当たっては、ごみ出し時、管理時及び収集時に支障のない構造であるか確認すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・構造に変更が生じる場合は、収集管理事務所と事前に協議すること（既に設置されたごみ集積所の構造変更及び改修を含む。）。 ・ごみ集積所内には棚を設けないこと。 ・ごみ集積所は、収集日当日のごみ（資源）を排出する場所であるため、ごみ保管庫の扱いとしないこと。 ・屋根、扉を付けた構造物内において収集作業をする場合は、開口部の高さ、幅を3 m以上とし、十分な換気設備や照明設備を設けること。

(4) 設置場所

- ・開発事業区域内で前面道路に面し、交差点の側端、道路の曲がり角、横断歩道の側端からの距離が5 m以内の場所を除き（道路交通法（昭和35年法律第105号）

第44条)、収集車がスムーズに横付けできる場所であること。ただし、収集作業が開発事業区域内(敷地内)で行うことができ、かつ、収集車がUターンあるいは通り抜けができる場合は、前面道路に面さない場所に設置するよう努めること。

- ・戸数100戸以上の共同住宅等の場合は、収集作業が開発事業区域内(敷地内)で行うことができ、かつ、収集車がUターンあるいは通り抜けができる位置に設置すること。
- ・面する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- ・交通量の多い片側2車線以上の道路沿いを避けて設置すること。
- ・カーブを避けること。
- ・勾配が少ない位置で設置すること。
- ・収集車が建物の中を通り抜けしなければならない場合は、その部分の天井の高さを3m以上確保すること。
- ・敷地内のごみ集積所にあっては、その路面等は、収集車の総重量に耐えられる仕様とすること(例:4t塵芥収集車の総重量約8t)。
- ・収集車に直接積み込みができること。
- ・袋小路には設置しないこと。ただし、収集車が容易にUターンできる場合は、この限りでない。

(5) 留意事項

- ・近隣住民とトラブルのないように十分協議、調整の上、設置すること。
- ・収集作業の安全が確保されること。
- ・店舗、事務所等と併せて居住の用に供する建築物については、家庭系一般廃棄物のごみ集積所と事業系一般廃棄物のごみ集積所を分離すること。なお、事業系一般廃棄物は、市の収集するごみ集積所には排出できない。
- ・ごみ集積所には、次に掲げるものを設置しないこと。

ア 防火水槽

イ 量水器

ウ 電柱及び支線

エ その他収集作業の障害となるもの

(6) 維持管理

- ・ごみ集積所は、利用者全員で維持管理し、清掃を行い、収集されなかったごみが残っている場合は、放置せずに片づけること。また、鳥獣類による散乱を防止するため防鳥ネット等を設置し、廃棄物が散乱することのないようにすること。
- ・コの字型ブロック囲い造にてネット等を取り付ける場合は、ネット等を完全に後ろに引ける（動かせる）よう取付方法を工夫すること。
- ・共同住宅（事業主の居宅併用を含む。）のごみ集積所には、維持管理を行う管理者の連絡先等を掲示するよう努めること。
- ・共同住宅にあつては、所有者又は管理者がこれを管理するものとし、入居者に対し、ごみの分別、収集日程、ごみの出し方などを指導徹底するとともに、ごみ集積所が不衛生な状態（散乱、分別の不徹底及び収集日以外の品目の排出等による堆積）に陥らないよう、清掃は毎週複数回行い、収集されなかったごみが残っている場合は、放置せずに片づける等必要な措置を講じること。
- ・所有者が共同住宅のごみ集積所の維持管理を他の者に委ねる場合は、所有者は、その維持管理状況を把握すること。
なお、市から不適正な維持管理を指摘された場合は、所有者又は管理者は、速やかに対処すること。
- ・ごみ集積所に既製品のごみボックス等を設置した後は、扉の開閉機能（油圧ダンパー等）の保守点検も適宜行い、不具合が起きた場合には、速やかに修理すること。
- ・下記のごみの収集品目及び収集日を確認のうえ、決められた収集日当日の午前8時30分までにごみ集積所の開口部直近に当日の収集品目を排出すること。また、誤って排出された収集品目以外のごみ及び混合したごみは収集できないので注意すること。

収集品目	収集日
びん・かん・スプレー缶	月2回（指定曜日）
新聞・雑誌・雑がみ・段ボール	月1回（指定曜日）
容器包装プラスチック	週1回
ペットボトル	月2回（指定曜日）
小型家電製品	月1回（指定曜日）

古着・古布	小型家電製品と同日収集
燃やせるごみ	週 2 回
破砕ごみ類	月 2 回（指定曜日）
有害ごみ	破砕ごみ類と同日収集
粗大ごみ	申込み制（有料）

（7） 手続の流れ

①ごみ集積所設置に関する提出書類

ア ごみ集積所設置・移転に関する現地調査依頼書（様式第 1 号）

添付書類：案内図（地図）、配置図（土地利用計画図）、ごみ集積所の平面図・立面図を各 1 部、必要に応じて承諾書等の写し等

※共同住宅の場合は、ごみ集積所の設置側の建物立面図

イ ごみ集積所設置・移転にともなう収集開始要望書（様式第 2 号）

提出時期：現地調査の結果通知後、収集開始希望日の 2 週間前まで

②手続の流れ

ア ごみ集積所予定場所の選定→事前相談（協議）→開発事業の概要（写）に併せ「現地調査依頼書」を提出→図面確認、現地調査→結果通知（否の場合は再協議）→工事着工→工事完了→完了検査→「収集開始要望書」提出→収集開始日決定→収集開始

2 所沢市街づくり条例によらないもの

（1） 適用範囲

ア 所沢市街づくり条例によらない住宅建築及び小規模共同住宅建築

イ 住民の話合いにより設置するもの

原則として居住している範囲内に場所を設定すること。

ごみ集積所までの進入路が私道である場合は、地権者の承諾書（写）を提出すること。

設置されたごみ集積所は、その後原則として、1 年間は変更をしてはならないこと。

（2） 基本的事項

ア 新規設置は、原則として6戸（小規模共同住宅建築にあつては、4戸）以上とする。

イ 6戸未満（小規模共同住宅にあつては、4戸未満）の場合、既存のごみ集積所の共同使用を基本とし、共同使用の承諾が得られない場合に限り、収集管理事務所と協議の上、ごみ集積所を設置することができる。

ウ ア又はイにより、設置する場合は、ごみ集積所の専用用地を確保すること。

エ ごみ集積所の設置が困難な場合又は近隣のごみ集積所の共同使用が困難な場合等は、自己での処分（各クリーンセンターへの自己搬入等）について考慮すること。

オ 設置に当たっては必ず利用者以外の近隣住民等の承諾を得ること。

(3) 協議

ごみ集積所を設置する場合は、あらかじめごみ集積所の設置場所、規模等について、収集管理事務所と協議をすること。

(4) 設置基準

面積、構造、設置場所、留意事項及び維持管理については、1の(3)から(6)を適用する。

(5) 手続の流れ

①ごみ集積所設置に関する提出書類

ア ごみ集積所設置・移転に関する現地調査依頼書（様式第1号）

添付書類：案内図（地図）、配置図（土地利用計画図）、ごみ集積所の平面図・立面図を各1部、必要に応じて承諾書等の写し等

※小規模共同住宅の場合は、ごみ集積所の設置側の建物立面図

イ ごみ集積所設置・移転にともなう収集開始要望書（様式第2号）

提出時期：現地調査の結果通知後、収集開始希望日の2週間前まで

②手続の流れ

ア 事前相談→ごみ集積所予定場所の選定（当該土地の所有者等の承諾）→「現地調査依頼書」提出→図面確認、現地調査→結果通知（否の場合は再協議）→工事着工→工事完了→最終検査→「収集開始要望書」提出→収集開始日決定（通知）→収集開始

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月26日要領等）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日要領等）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。